

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

豊橋市は令和3年4月に景観法に基づく景観計画の運用を開始し、美しく地域らしい景観づくりに向けて、建築行為等に対する規制・誘導や景観上重要な資源の保全など、新たな取り組みを開始することにしました。

そうした取り組みのひとつとして、景観重要建造物と景観重要樹木の指定を進めることとし、今年度は開始の年にふさわしい2物件の指定を行いたいと考えています。

■ 1 景観重要建造物と景観重要樹木とは

景観重要建造物と景観重要樹木は、良好な景観形成に重要な建造物や樹木を景観法に基づき指定するものです。歴史・文化的な価値や学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

指定の方針と指定基準は、景観計画に示しており、所有者の意見を聴いた上で市長が指定します。

※ 詳しくは、資料2「景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度」を参照

■ 2 今年度の指定候補の選定

今年度の指定候補の選定にあたって、まず、文化財をはじめ、とよはしの巨木・名木100選^(※1)に選定された物件や景観計画策定時に収集した景観資源の情報をもとに、景観的に特に優れたものを抽出しました。・・・ P7の別紙：表1、表2を参照

その上で、景観重要建造物等の指定の方針と指定基準を十分に満たし、所有者の同意が得られ、初年度の指定として最もふさわしく、制度のPR効果の高い下記の物件を今年度の指定候補として選定しました。

● 今年度の指定候補



▲ 豊橋市公会堂



▲ 野依八幡社のシダレザクラ

※1:「とよはしの巨木・名木100選」とは、平成17年3月に市政施行100周年プレ事業として、市内にある大きな木、珍しい木などを集め、選定委員会において100物件を選定したものです。

■ 3 今年度の指定候補の概要と指定基準への適合状況など

(1) 景観重要建造物の指定候補

名 称	豊橋市公会堂
所 在 地	豊橋市八町通二丁目 22
所 有 者	豊橋市
所有者の住所	豊橋市今橋町 1
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建 建築面積：1,277.69 m ² 延べ床面積：2,948.27 m ² 高さ：16m
建築年代	昭和6年（1931）8月竣工
指定の範囲	建造物 1棟
建造物の概要 と 外観の特徴	<p>豊橋市公会堂は、市政施行 25 周年の記念建造物として昭和 6(1931)年に建てられた。ロマネスク様式を基調とし、様々な建築様式をとりいれて設計された近代建築である。</p> <p>浜松市出身の中村興資平により設計され、松村組が施工した。</p> <p>昭和 20 年の豊橋空襲の戦禍を免れ、戦後は多目的ホールとして利用され、本市の文化の中心的な役割を果たしてきた。中心街にあるホールとしては規模が大きいうえ、手軽に利用できることから市民の愛着も強い。</p> <p>近年は、映画やドラマのロケ地としても利用され、市内外の人々に広く親しまれている。</p> <p>本建造物は、路面電車の走る国道 1 号に面して建っており、建設当時は、本市のメインストリートであった大手通りの正面突き当りに位置し、都市景観を意識して配置やファサードが考えられている。</p> <p>正面には、2階に続く大階段や、2階分の高さがあるロマネスク風の連続アーチの列柱、大階段をはさみ半球ドームを頂く二つの塔が設けられ、堂々としたファサードをつくりあげている。また、塔上の半球ドームは、モザイクタイルによる幾何学的な装飾が施され、それぞれのドームの周りには、羽ばたく姿の鷺が四方に置かれ、本建造物の風格を高めている。</p> <p>このシンボリックで風格のある建造物は、以前から建築的な評価が高く、平成 9 年に市が行ったアンケート調査では、市民の多くが外観を保持すべきと回答しており、平成 10 年には、国の登録有形文化財に登録されている。</p>

<p>指定基準への 適合状況</p>	<p>本建造物は、前述のとおり、地域の歴史、文化、生活等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。（詳細は P8 の別紙を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域の歴史や文化を後世に伝えている ・地域の良好な景観形成の規範となるものである ・市民に親しまれ、愛されている <p>また、路面電車が走る国道 1 号沿いに建ち、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。</p>
<p>指定の理由</p>	<p>本建造物は、路面電車の走る国道 1 号に面して建ち、ロマネスク様式を基調とし、様々な建築様式をとりいれて設計された近代建築である。正面には、2 階に続く大階段や、連続アーチの列柱、半球ドームを頂く二つの塔が設けられるなど、堂々としたファサードをつくりあげており、地域のシンボリックな建造物で、地域の良好な景観形成の規範となるものである。</p> <p>また、本建造物は、市政施行 25 周年の記念建造物として昭和 6（1931）年に建てられ、戦禍を免れ、本市の文化の中心的な役割を果たすなど、地域の歴史や文化を後世に伝えながら、市民に親しまれ、愛され続けている。</p> <p>さらに、国の登録有形文化財にも登録されており、本市を代表する建造物である。</p> <p>以上のことから、本建造物を、景観重要建造物に指定するものである。</p>
<p>文化財の指定等</p>	<p>登録有形文化財（平成 10 年 9 月 2 日登録）</p>
<p>写 真</p>	

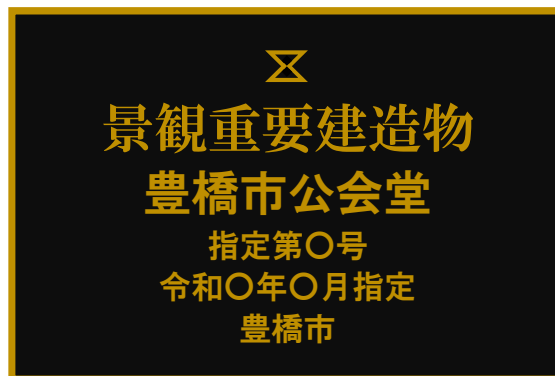
(2) 景観重要樹木の指定候補

名称・樹種	野依八幡社のシダレザクラ
所在地	豊橋市野依町字八幡1 野依八幡社境内
所有者	野依八幡社
所有者の住所	豊橋市野依町字八幡1
科名・幹周等	科名：バラ科サクラ属 幹周：311cm 樹高：7.3m 枝張り：14.2m×15.0m
樹齢	推定300年以上
指定の範囲	樹木 1本
樹木の概要 と 樹容の特徴	<p>野依八幡社は、社伝によれば古くは野依村の氏神で、慶雲元（704）年に豊前国宇佐宮より勧請し、その後は康和2（1100）年に再建されている。永禄年中（1558～1570）には、多くの神領を有していたが、江戸時代には石高は3石となっている。</p> <p>この野依八幡社の境内に生育するシダレザクラは、標高15mほどの平地にあり、山地などに育つ例と比べて非常に珍しい立地である。</p> <p>シダレザクラは、植物分類上では、バラ科サクラ属に分類され、正式にはイトザクラと呼ばれる。枝垂形のもので、花は他の桜よりも早く咲き、葉は後からでる。</p> <p>このシダレザクラに関する歴史的な記述については、文化元（1804）年には歌人の林織江が、「世にしらぬ香にこそ匂え山桜花にみがける朱の玉垣」（『伊良古之記』）と詠んでいる。また、天保8（1837）年の大暴風雨による枝葉の破損についても伝わっている。これらの記述や幹の太さ・樹高等を考慮すれば、樹齢は少なくとも300年以上は経ているものと推測される。</p> <p>また、昭和34（1959）年の伊勢湾台風に伴う暴風雨では地上7～8mのところまで分幹が折れるなど、再三の自然災害を受けている。しかしながら、地域住民による除草・施肥をはじめとする樹勢保全によって、季節になれば新しい芽が吹き、多くの花を咲かせている。</p> <p>樹容は、美しい半球状の外形をしており、太い幹からうねるように枝が張り出し、地面に向かって流れるように枝が伸び、独特の趣を生み出している。拝殿に向かって右手前の位置にあり、神社の風格も高めている。</p> <p>春が訪れると、流れるように伸びる枝に、淡いピンク色の花々があふれるように咲き誇る。その美しい姿は人々を魅了し、毎年数多くの見学者で賑わう。また、神域に根差すことから、住民に敬神の念と心の和みを与え、長い歴史の中で地域のシンボルになっている。</p>

<p>指定基準への 適合状況</p>	<p>本樹木は、前述のとおり、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。（詳細は P 9 の別紙を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっている <p>また、野依八幡社の境内にあり、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。</p>
<p>指定の理由</p>	<p>本樹木は、野依八幡社の境内にあり、美しい半球状の外形で、太い幹から枝が張り出し、地面に向かって流れるように枝が伸び、独特の趣を生み出している。春になると淡いピンク色の花々が咲き誇り、その美しい姿は人々を魅了し、地域の景観のシンボルになっている。</p> <p>また、推定樹齢 300 年以上のこの樹木は、地域住民の手で長い間大切に守られてきており、地域の誇りとなっている。</p> <p>さらに、市指定天然記念物やとよはしの巨木・名木 100 選にも指定されており、本市を代表する樹木である。</p> <p>以上のことから、本樹木を、景観重要樹木に指定するものである。</p>
<p>文化財の指定等</p>	<p>市指定天然記念物（平成 11 年 2 月 22 日指定） とよはしの巨木・名木 100 選（平成 17 年 3 月 18 日指定）</p>
<p>写 真</p>	

■ 4 公表等について（今後の予定）

- 令和4年2月まで・・・標識の制作・設置
 - *景観法の規定により、指定物件には標識の設置が義務付けられています。
- 令和4年3月・・・・・・指定の告示
 - 所有者への指定の通知
 - 公表（報道発表、市ホームページへの掲載など）



▲ 標識のイメージ（A4サイズ、真鍮）

■ 5 来年度以降の指定について

景観重要建造物と景観重要樹木の候補となる物件は、今年度抽出した物件以外にも色々と考えられます。今年度の指定をきっかけに指定制度を広く周知し、市民や所有者の意見を踏まえながら、来年度以降も新たな物件の指定を検討していきます。

■ 別紙：表1 景観重要建造物の指定候補の抽出

No.	名 称	所在地	所有者	写 真	備 考
1	豊橋市公会堂	八町通 2-22	豊橋市		<ul style="list-style-type: none"> 本市を代表するシンボリックな近代建築 国登録有形文化財
2	二川宿本陣	二川町字中町 65、65-1 一部	〃		<ul style="list-style-type: none"> 二川宿の歴史を後世に伝える大名の宿 市指定史跡
3	旧旅籠屋「清明屋」	二川町字中町 64-1	〃		<ul style="list-style-type: none"> 二川宿の歴史を後世に伝える旅籠屋 市指定有形文化財
4	旧商家「駒屋」	二川町字新橋町 21	〃		<ul style="list-style-type: none"> 二川宿の歴史を後世に伝える商家 市指定有形文化財
5	吉田城（鉄櫓・石垣）	今橋町 3	〃		<ul style="list-style-type: none"> 本市のふるさとの景観のシンボル 文化財の調査中

■ 別紙：表2 景観重要樹木の指定候補の抽出

No.	名 称	所在地	所有者	写 真	備 考
1	野依八幡社のシダレザクラ	野依町字八幡 1	野依八幡社		<ul style="list-style-type: none"> 本市を代表する美しい花木 市指定天然記念物 巨木・名木 100 選
2	長楽のヒノキ	石巻本町字板取 17	宗教法人長楽寺		<ul style="list-style-type: none"> 姫街道沿いの集落の近くにある風格ある古木 市指定天然記念物 巨木・名木 100 選
3	龍源院のお葉つきイチョウ	船渡町字城戸中 20	龍源院		<ul style="list-style-type: none"> 船渡町の集落のシンボリックな大木 市指定天然記念物 巨木・名木 100 選
4	くすの木通のクスノキ並木	八町通四丁目ほか	豊橋市		<ul style="list-style-type: none"> シンボルロードにある本市を代表する並木 巨木・名木 100 選

■ 別紙：豊橋市公会堂 指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	<p>本建造物は、市政施行 25 周年の記念建造物として建てられたもので、ロマネスク様式を基調とし、様々な建築様式をとりいれて設計されたシンボリックな近代建築である。</p> <p>正面には、2 階に続く大階段や、連続アーチの列柱、半球ドームを頂く二つの塔が設けられるなど、堂々としたファサードをつくりあげている。</p> <p>建設当時は、本市のメインストリートであった大手通りの正面突き当りに位置し、都市景観を意識して配置やファサードが考えられている。現在は、路面電車が走る国道 1 号に面して建ち、その風格ある姿は、路面電車が走る姿とともに、本市を象徴する景観になっている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の景観のシンボルになっているものである。</p>
②	地域の歴史や文化を後世に伝えている	○	<p>本建造物は、本市が発展していくなかで、市政施行 25 周年の記念建造物として建てられている。昭和 20 年の豊橋空襲の戦禍を免れ、戦後は多目的ホールとして利用され、本市の文化の中心的な役割を果たしてきた。現在も各種イベントに幅広く利用され、近年は、映画やドラマのロケ地としても利用されている。</p> <p>平成 10 年には、国の登録有形文化財に登録され、歴史的・文化的価値が評価されている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の歴史や文化を後世に伝えているものである。</p>
③	地域の良好な景観形成の規範となるものである	○	<p>本建造物は、記念建造物としてシンボリックな外観でデザインされており、建設当時は、本市のメインストリートであった大手通りの正面突き当りに位置し、都市景観を意識して配置やファサードが考えられた。</p> <p>平成 15 年に策定された、大手通景観形成地区整備計画では、「豊橋のシンボルである豊橋市公会堂と融合性ある整備」を基本方針とし、まち並み景観形成が進められている。</p> <p>また、周辺の道路施設等を整備する際には、公会堂との調和に配慮して公共事業を進めてきている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の良好な景観形成の規範となるものになっている。</p>
④	市民に親しまれ、愛されている	○	<p>本建造物は、市政施行 25 周年の記念建造物として建てられ、戦後は多目的ホールとして利用され、中心街にあるホールとしては規模が大きいというえ、手軽に利用できることから市民の愛着も強い。近年は、映画やドラマのロケ地としても利用され、市内外の人々に広く親しまれている。</p> <p>また、平成 9 年に市が行ったアンケート調査では、市民の多くが外観を保持すべきと回答している。</p> <p>このように、本建造物は、広く市民に親しまれ、愛され続けているものである。</p>

■ 別紙：野依八幡社のシダレザクラ 指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	<p>本樹木は、野依八幡社の境内にあり、美しい半球状の外形で、太い幹からうねるように枝が張り出し、地面に向かって流れるように枝が伸び、独特の趣を生み出している。拝殿に向かって右手前の位置にあり、神社の風格も高めている。</p> <p>春が訪れると、流れるように伸びる枝に、淡いピンク色の花々があふれるように咲き誇る。その美しい姿は人々を魅了し、毎年数多くの見学者で賑わう。また、神域に根差すことから、住民に敬神の念と心の和みを与え、長い歴史の中で地域のシンボルになっている。</p> <p>また、市指定天然記念物やとよはしの巨木・名木100選にも指定されており、本市を代表する樹木である</p> <p>このように、本樹木は、地域の景観のシンボルになっているものである。</p>
②	地域住民に大切に守られ、地域の誇りになっている	○	<p>本樹木は、かつての野依村の氏神である野依八幡社の境内に生育している。</p> <p>昭和34（1959）年の伊勢湾台風に伴う暴風雨では地上7～8mのところでは分幹が折れるなど、再三の自然災害を受けている。しかしながら、地域住民による除草・施肥をはじめとする樹勢保全によって、季節になれば新しい芽が吹き、多くの花を咲かせている。</p> <p>推定樹齢300年以上のこの樹木は、長い歴史のなかで地域住民に大切にされ続け、神域に根差すことから、住民に敬神の念と心の和みを与え、地域のシンボルになっている。</p> <p>このように、本樹木は、地域住民に大切に守られ、地域の誇りになっているものである。</p>